第二章　経過措置

（行政機関の長による個人情報ファイル簿の修正に関する経過措置）

第五条　行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の際現に整備法第一条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下この条において「新行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関が保有している同条第六項に規定する個人情報ファイルであって新行政機関個人情報保護法第十条第一項第五号に規定する記録情報に新行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むもの又は同条第九項各号のいずれにも該当するものについて当該要配慮個人情報を含む旨又は新行政機関個人情報保護法第四十四条の三各号に掲げる事項を記載するための新行政機関個人情報保護法第十一条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての第一条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行後遅滞なく」とする。

（独立行政法人等による個人情報ファイル簿の修正に関する経過措置）

第六条　整備法の施行の際現に整備法第二条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下この条において「新独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有している同条第六項に規定する個人情報ファイルであって新独立行政法人等個人情報保護法第十一条第一項第五号に規定する記録情報に新独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する要配慮個人情報を含むもの又は同条第九項各号のいずれにも該当するものについて当該要配慮個人情報を含む旨又は新独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の三各号に掲げる事項を記載するための新独立行政法人等個人情報保護法第十一条第一項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての第二条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第四条第三項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行後遅滞なく」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、整備法の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第十一条及び第十三条から第十五条までの規定による改正後の」を削り、同項第二号中「第十一条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に、「第二十条」を「第二十三条」に改め、同項第三号中「第六条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に、「第十四条」を「第十七条」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第三条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）の項中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第四条第二号」を「第七条第二号」に改める。

第三十二条第一項中「第十一条」を「第十四条」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十条」を「第二十三条」に、「第十一条」を「第十四条」に改め、同条第四項中「第六条」を「第九条」に改め、同条第五項及び第六項中「第十四条」を「第十七条」に、「第九条」に改め、同条第七項中「第六条」を「第九条」に改め、同条第八項中「第十四条」を「第十七条」に、「第六条」を「第九条」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一号中「第三条の規定による改正後の」を削り、「（以下この号において「新行政機関個人情報保護法施行令」という。）第十一条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に、「新行政機関個人情報保護法施行令第二十条」を「同令第二十三条」に改め、同条第二号中「第三条の規定による改正後の」を削り、「（以下この号において「新独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。）第六条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に、「新独立行政法人等個人情報保護法施行令第十四条」を「同令第十七条」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十一条第三項及び第十二条第三項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第九条第三項及び第十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。